

[事案 28-152] 契約無効請求

・平成 28 年 12 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

個人年金保険を解約したが、申込意思はなかったこと等を理由に、既払込保険料と解約返戻金との差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 3 月に締結した個人年金保険を平成 28 年 6 月ころ解約したが、以下の理由により既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1) 自分は伯父に代わって契約に加入したものであり、自分には加入の意思はなく、詳しい説明も受けておらず、意味もわからず書面を書かされた。
- (2) 保険料は、伯父が支払っていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に本件契約の加入意思を確認した上で、商品パンフレットと設計書を使用して契約内容と重要事項を説明し、申立人は、納得のうえ募集人の前で申込書等の書類に署名した。
- (2) 申立人に保険加入の意思がないことを募集人が知っていたことから、心裡留保（民法 93 条但書）により本件契約は無効となると主張するものと解するが、上記(1)の事実があることから、本件契約は無効にはならず、申立人の請求は理由がない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件契約の申込み時に不適切な対応があったかどうか等募集時の状況を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

募集人は申立人に対して一通りの説明を行っており、また申立人にも心裡留保であるとの事実が認められないこと等から契約の無効および払込保険料と解約返戻金の差額の支払いは認めることができず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程 37 条にもとづき手続を終了した。